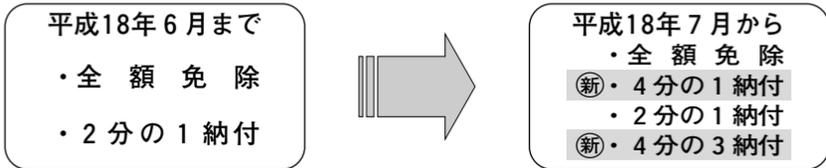


国民年金「保険料免除制度」が 利用しやすくなりました

☎国保年金課 ☎212・217

これまでの全額免除、2分の1納付に加え、新たに保険料の4分の1納付、4分の3納付が加わりました。



全額免除制度

保険料の全額（13,860円）が免除

ただし、全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が3分の1として計算されます。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は、次のとおりです。

- 4分の1納付（3,470円）→年金額2分の1 ※平成18年7月実施
- 2分の1納付（6,930円）→年金額3分の2
- 4分の3納付（10,400円）→年金額6分の5 ※平成18年7月実施

※一部納付期間の年金額は、将来の老齢基礎年金を計算する際、上記のとおり全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。

なお、免除された保険料については、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、免除された保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

●全額免除や一部納付の対象となる所得基準のめやす

| 世帯構成 | 全額免除 | 一部納付 | | |
|----------------|-------|--------|--------|--------|
| | | 4分の1納付 | 2分の1納付 | 4分の3納付 |
| 4人世帯(夫婦・子ども2人) | 162万円 | 230万円 | 282万円 | 335万円 |
| 2人世帯(夫婦のみ) | 92万円 | 142万円 | 195万円 | 247万円 |
| 単身世帯 | 57万円 | 93万円 | 141万円 | 189万円 |

（注意） 一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。ただし、一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

免除申請の手続きが簡単になりました！

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除または若年者納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き全額免除、または猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。ただし、毎年、社会保険事務所が免除基準に該当するか要件審査を行い、審査結果を通知します。

※退職（失業）若しくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請および若年者納付猶予、若しくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要となります。

国保・老人保健の 自己負担額等の一部改正

平成18年10月から国民健康保険および老人保健の自己負担額等が、一部改正されます。

☎国保年金課 ☎214

70歳未満の方の場合

●高額療養費制度における自己負担限度額の見直し

《現行の自己負担限度額（月額）》

| | 3回目まで | 4回目以降 |
|----------|----------------------------|---------|
| 上位所得者 | 139,800円+(医療費-466,000円)×1% | 77,700円 |
| 一般 | 72,300円+(医療費-241,000円)×1% | 40,200円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

上位所得者：基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯。

《平成18年10月からの自己負担限度額（月額）》

| | 3回目まで | 4回目以降 |
|----------|----------------------------|---------|
| 上位所得者 | 150,000円+(医療費-500,000円)×1% | 83,400円 |
| 一般 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

上位所得者：基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。

※4回目以降：過去12カ月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※人工透析を要する70歳未満の上位所得者について、自己負担限度額が1万円から2万円に、引き上げられます。

出産育児一時金

出産育児一時金は、現行30万円が平成18年10月からは35万円に引き上げられます。

70歳以上の方の場合

●医療費の自己負担割合の変更

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者（課税所得145万円以上で下欄に該当する方）の自己負担割合が、現行2割から3割に引き上げられます。（平成18年10月から）

- ・前年の収入額が520万円以上の2人以上の世帯の方
- ・前年の収入額が383万円以上の単身世帯の方

●高額療養費制度における自己負担限度額の見直し

《現行の自己負担限度額（月額）》

| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
|--------------|----------|--|
| 現役並み所得者 | 40,200円 | 72,300円+(医療費-361,500円)×1% <40,200円> |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 |
| 低所得者(住民税非課税) | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 15,000円 |

《平成18年10月からの自己負担限度額（月額）》

| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
|--------------|----------|--|
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円> |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 低所得者(住民税非課税) | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 15,000円 |

※< >内の金額は、過去12カ月間に支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

●療養病床に入院する場合の食費・居住費

療養病床に入院する70歳以上の方は、食費（1カ月の負担の目安42,000円）・居住費（1カ月の負担の目安10,000円）を負担（低所得者などは負担を軽減）していただきます。